「中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の認定を申請される方へ」

【対象中小企業者】

- ① 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいること、または、営んでいる事業の属する細分類業種が全て指定業種である(かつ保険の対象としていない業種・業態ではない)ことが確認でき、最近3か月間の企業全体の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者[申請書様式5-(イ-①)]
- ② 主たる業(原則、売上に占める割合が最も多い業)が指定業種に属する事業であり、最近3か月間の主たる業に関する売上高等と企業全体の売上高等が、前年同期比で共に5%以上減少している中小企業者 [申請書様式5-(イ-②)]
- ③ 1以上の指定業種に属する事業を営んでおり、指定業種の最近3か月間の売上高等の前年同期からの減少額等が、前年同期の企業全体の売上高等に対して5%以上の影響を与えており、<u>かつ</u>、企業全体の最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者 [申請書様式5-(イ-③)]

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は**全て提出していただきます**。<u>控えが必要な場合は**御自身で写しを取ってから**申請し</u>てください。

- 1. 認定申請書…2枚(1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。)
- 2. 最近3か月及び前年同期3か月の**残高試算表の<u>写し</u>**

残高試算表を作成していない方は、売上元帳等の**写し**(販管費、売り先等の明細のない資料の場合は、税理士または会計士の署名・捺印が必要。別紙の様式例参照)。確定申告書に該当月の月別売上が記載されていればその**写し**

※ 兼業の場合は、**業種ごとの売上高等**を確認しますので、その**客観的根拠となる資料**を御用意ください。 千円単位の資料を提出される場合には、「○○○千円」という記載方法をお取りください。端数がある場合、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれを用いても構いませんが、減少率が 5%未満の場合に切上げ等を行い5%にすることはできません。

【最近3か月】とは、申請月の前々月を含む3か月です。

例)8月に申請 \rightarrow 6月を含む3か月(4、5、 $\underline{6}$ 月あるいは5、 $\underline{6}$ 、7月)

3. 直近の法人税確定申告書(納税地・納税者名及び税務署受領(期限内申告)の確認をするため、**電子申告 の場合、「受信通知」または「メール詳細」**を必ず添付してください)

法人の場合:前期法人税確定申告書の写し(別表一(一)のみで可、注1参照)

個人の場合:前年の所得税確定申告書の写し(第一表のみで可)

- 4. 履歴事項全部証明書(法人の場合)…発行日から3か月以内のもの。本店登記地が川崎市内であること。
- 5. 許認可証等の写し…許認可等が必要な業種の場合、全ての許認可証等の写し(運送業、建設業、飲食業等)
- 6. 事業報告書等の写し(NPO法人の場合)
- 注 1 業種の確認をするために**前期確定申告書(全て、写し可)**、会社案内等、業種や事業内容が具体的に わかる資料を御用意ください。確認後返却いたします。
- 注2 兼業となるか不明な場合は認定窓口へお問い合わせください。
- 注3 代理人が申請される場合は、委任状と代理人の連絡先を確認できるもの(名刺等)を御用意ください。 【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。なお、お車での来訪はなるべく御遠慮ください。
 - ◆川崎市経済労働局 金融課 電話:544-1846 FAX: 544-3263

(幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階 (JR・京急 川崎駅下車))

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話:812-1112 FAX: 812-2075

(高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 (JR・東急 溝口駅下車))

法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地(住民登録地ではありません)**の市区** 町村にて認定手続を行ってください。

★ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。